

決算短信の総合的な見直しに係る留意事項について

1. 見直し適用初年度における財務指標に関する留意事項【サマリー情報全般】

決算短信の総合的な見直しに伴い、決算短信等に記載される財務指標に関しても記載事項及び名称・算定方法の見直しを行っています。

これらの財務指標に関して、見直し後の適用初年度において留意すべき事項は（１）のとおりです。

なお、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号）の適用に伴う決算短信等に記載する財務指標の見直しに係る留意事項も、（２）にあわせて記載しております。

〔注〕以下の説明における財務指標の名称については、見直し後のものに統一しています。

（１）決算短信の総合的な見直しに伴う留意事項

下記の留意事項については、決算短信の新様式（平成１９年３月１日以後に終了する決算期及び同日以後に終了する中間決算期から適用）の適用初年度が対象となります。

	記載対象	記載場所	指標名	留意事項
(a)	・決算短信	1. (連結)業績	売上高営業利益率	売上高営業利益率の前期欄については、前期における数値を新たに計算し、記載してください。
(b)	・決算短信 (連結様式のみ)	2. 配当の状況	配当性向 (連結)	配当性向(連結)の前期欄については、前期の決算短信等において記載されている個別ベースの数値は記載せず、連結ベースの数値を新たに計算し、記載してください。
(c)	・決算短信	2. 配当の状況	純資産配当率	【連結のみ】 純資産配当率(連結)の前期欄については、前期の決算短信等において記載されている個別ベースの数値は記載せず、連結ベースの数値を新たに計算し、記載してください。 【連結、非連結共通】 前期の純資産配当率の算定基礎となる期首・期末１株当たり(連結)純資産及び当期の純資産配当率の算定基礎となる期首１株当たり(連結)純資産は、前期以前の決算短信等で開示している算定方法の見直し前の１株当たり(連結)純資産を用いてください。また、当期の純資産配当率の算定基礎となる期末１株当たり(連結)純資産について、算定方法の見直し後の数値と見直し前の数値との間に重要な差異が生じる場合には、その旨及び見直し前の期末１株当たり(連結)純資産を用いて計算した当期の純資産配当率を別紙又は欄外に記載してください。

	記載対象	記載場所	指標名	留意事項
(d)	・決算短信 ・中間決算短信 (連結様式のみ)	4. その他	期末自己株式数	期末自己株式数の前期欄については、前期の決算短信等において記載されている個別ベースの数値は記載せず、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)第34項に基づいて計算された連結ベースの自己株式数を記載してください。

(2)「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」の適用に伴う留意事項

下記の留意事項については、会社法施行後、初めて決算期を迎える会社の決算短信(平成19年3月期及び4月期決算短信)が対象となります。

詳細は、「会社法の施行等に伴う適時開示実務上の変更点等について(平成18年5月10日 名証自規G第18号)」をご参照ください。

	記載対象	記載場所	指標名	留意事項
(a)	・決算短信 (連結・非連結)	1.(連結)業績	自己資本当期純利益率	前期欄については、前期の決算短信等において記載済みの数値(算定方法の見直し前の数値)を記載してください。 なお、当期の数値について、算定方法の見直し後の数値と見直し前の数値との間に重要な差異が生じる場合には、その旨及び見直し前の算定方法で計算した当期の数値を別紙又は欄外に記載してください。
(b)	・決算短信 (連結・非連結)	1.(連結)業績	純資産	(a)と同様
(c)	・決算短信 (連結・非連結)	1.(連結)業績	自己資本比率	(a)と同様
(d)	・決算短信 (連結・非連結)	1.(連結)業績	1株当たり純資産	(a)と同様
(e)	・決算短信 (連結・非連結)	1.(連結)業績 欄外	自己資本	前期における自己資本当期純利益率及び自己資本比率の計算基礎となる自己資本は、当期において短信への記載が要求される自己資本とは算定方法が異なるため、自己資本の前期欄については、数値を記載せず、「-」としてください。 (*) TDnet 開示資料入力画面において、入力する際は前期欄については空欄としてください。

2．会計基準の早期適用を行った場合の記載について【サマリー情報 4．(2) 連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続・表示方法等の変更（非連結の決算短信においては、サマリー情報 4．(1)重要な会計方針の変更）欄】

今回の決算短信の総合的見直しに伴い、会計基準等の改正に伴う「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」（非連結の決算短信においては「重要な会計方針の変更」）の有無に関する記載が必要となります。

当該項目に関して、早期適用が認められている会計基準について早期適用した場合は、当該早期適用をした年度において「有」を選択した上で、参照するページ（「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」など）を記載してください。

中間決算短信についても、同様の取扱いとします。【サマリー情報 4．(2)中間連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続・表示方法等の変更（非連結の中間決算短信においては、サマリー情報 4．(1)中間財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続・表示方法等の変更）欄】

3．中間決算短信において通期の業績予想又は配当予想を修正する場合の記載について【中間決算短信】

中間決算短信において、通期の業績予想を修正する場合は、その修正が適時開示の重要性基準に該当するか否かに関わらず、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」の欄に、通期業績予想を修正している旨を記載してください。

また、通期の配当予想を修正する場合も同様に「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」の欄に、配当予想を修正している旨を記載してください。

なお、この場合には、定性的情報（業績予想の変更については「1．経営成績（1）経営成績に関する分析（当期の見通し）」、配当予想の変更については「1．経営成績（3）利益配分に関する基本方針及び当期・次期の配当」）において、修正理由など修正に関する説明も記載してください。

【注】業績予想の修正の修正内容が重要な場合又は配当予想の修正を行う場合には、これまでと同様、決算短信とは別途、業績予想の修正に係る所要の事項を記載した適時開示資料を作成してください。

〔記載例〕

通期の連結業績予想に関する事項につきましては、本日（平成○年○月○日）公表の「平成×年×月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

4. 名証ホームページ内の決算短信情報について

今回の決算短信の総合的見直しに伴い、「定性的情報・財務諸表等 3. 経営方針」において、「(1) 会社の経営の基本方針」から「(4) 会社の対処すべき課題」までの各項目に関して、最近の決算短信等から重要な変更がない場合は、今回の見直しに伴う新様式の適用初年度からその開示を省略することが可能です。

開示を省略した場合、決算短信等に参照すべき最近の決算短信として名証ホームページその他掲載先のウェブサイトの URL を掲載することが求められていますが、本年4月を目途に名証ホームページにて新たに過去の決算短信情報を提供する予定ですので、当サイトの URL を決算短信に記載していただくようお願いします。

〔名証ホームページ URL〕

<http://www.nse.or.jp>

〔記載例〕

決算短信を参照する場合

(1) 会社の経営の基本方針

平成○年○月期決算短信(平成○年○月○日開示)により開示を行った内容から重要な変更がないため開示を省略します。

当該決算短信は、次の URL からご覧いただくことができます。

(当社ホームページ)

<http://www.....>

(名古屋証券取引所ホームページ)

<http://www.nse.or.jp>

追加決算発表資料を参照する場合

(2) 目標とする経営指標、(3) 中長期的な会社の経営戦略

平成○年○月○日に開示した「決算発表資料の追加(経営方針)」により開示を行った内容から重要な変更がないため開示を省略します。

当該開示資料は、次の URL からご覧いただくことができます。

(当社ホームページ)

<http://www.....>

(名古屋証券取引所ホームページ)

<http://www.nse.or.jp>

5．業績予想の開示について

多くの上場会社におかれましては、業績予想の適切な開示に努められているものと考えておりますが、引き続き、業績予想の適切な開示について、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、今回の決算短信の総合的な見直しにおける通常の業績予想に代わる開示方法につきましては、これまで一定の事由により業績予想の開示が困難であった会社に対して、業績予想の開示を促すための取扱いとなっておりますので、ご注意ください。

6．その他の事項

(1) 中間決算短信における当期配当欄の記載方法について

中間決算短信の様式上、当期配当欄については、現在上段に（実績）、下段に（予想）と分けて記載することになっていますが、中間決算短信の公表時においては、会社法上の中間配当の決議がなされていない場合も想定されるため、上段の「（実績）」の字句を削除しました。

したがって、中間配当決議がなされていない場合においても、配当予定額を上段に記載してください。

なお、決算短信においては、上記のような記載変更はありませんが、会社法上の期末配当の決議がなされていない場合においても、配当予定額を記載してください。

(2) 定時総会予定日、有報・半報提出予定日の記載について

決算短信に記載する定時総会予定日、有報提出予定日（中間決算短信にあっては、半報提出予定日）については、決算発表日現在における予定日を記載してください。なお、決算発表日後において、日程の変更が行われた場合でも、予定日を変更した旨の開示は必須とはいたしておりません。

(3) サマリー情報の欄外への記載について

サマリー情報については、すべての情報が2ページ内に納まるように記載してください。欄外に記載する項目が多く、2ページでは収まらない場合は、サマリー情報には参照するページのみを記載し、別途、次ページ（3ページ目を新設）に記載欄を設けて記載を行ってください。

また、様式上1ページ目（2ページ目）に記載することになっている項目について、2ページ目（1ページ目）に移動させることも行わないでください。

【業績予想をレンジ形式で行う会社のみ】

(4) 業績予想をレンジ形式で行った場合の業績予想の修正等の開示の取扱いについて

新たに算出した予想値のレンジの上限にあっては公表がされた直近の予想値のレンジの上限、下限にあっては公表がされた直近の予想値のレンジの下限で除した数値が売上高にあっては1.1以上又は0.9以下、営業利益、経常利益、当期純利益のいずれかにあっては1.3以上又は0.7以下の変動があった場合、業績予想の修正等の開示が必要となります。

また、レンジ形式による業績予想から特定の数値による業績予想に修正する場合、新たに算出した予想値の特定の数値を公表がされた直近の予想値のレンジの上限・下限、それぞれで除した数値のいずれかが売上高にあっては1.1以上又は0.9以下、営業利益、経常利益、当期純利益のいずれかにあっては1.3以上又は0.7以下の変動があった場合、業績予想の修正等の開示が必要となります。

TDnet 開示情報入力画面における入力方法について

業績予想をレンジ形式で行う場合、TDnet 開示情報入力画面における当該業績予想の入力欄につきましては、空欄にしてください（他の入力欄につきましては、ご入力していただき、開示資料（PDFファイル）に加えて、数値データファイルも添付していただきますようお願いいたします。）。

【翌四半期の業績予想の開示を行う会社のみ】

(5) 翌四半期の業績予想の開示を行う場合の記載について

翌四半期の予想につきましては、原則として累計の予想値を記載してください。

例：第1四半期 → 6か月間の累計の予想値
中間決算短信 → 9か月間の累計の予想値
第3四半期 → 12か月（通期）の累計の予想値

なお、当該翌四半期の予想につきましても、当初の予想時点以降、業績に変動を与える事情が生じた場合には、速やかな業績予想の見直しの検討・実施をお願いいたします。

TDnet 開示情報入力画面における入力方法について

翌四半期の業績予想の開示を行う場合、TDnet 開示情報入力画面における当該業績予想の入力欄につきましては、空欄にしてください（他の入力欄につきましては、ご入力していただき、開示資料（PDFファイル）に加えて、数値データファイルも添付していただきますようお願いいたします。）。

【個別の業績予想の開示を省略している会社のみ】

- (6) 個別の業績予想の開示を省略する場合の業績予想の修正等の開示の取扱いについて
個別の業績予想の開示を省略する場合においても、当該個別の業績予想を見直した場合で、開示基準に該当する場合には、業績予想の修正等の開示が必要となります。
- ただし、決算発表、中間決算発表にあわせて業績予想の修正等を行う場合には、「決算短信」、「中間決算短信」のサマリー情報「個別業績予想」における所定の記載を行うことで足りることとします。

【添付資料】

- 別紙 1 決算短信作成要領（連結財務諸表作成会社用、非作成会社用）
別紙 2 決算短信・中間決算短信の様式（Word ファイル）（*）
（*）当該様式の中で、米国会計基準適用会社の決算短信様式を参考情報として掲げています。

以 上